

議第19号

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

小鳥体育館及び小鳥グラウンドの管理を直営に移行するため改正しようとする。

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例（昭和56年高山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理) 第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市長が管理する。 (1)～(3) (略) (4)～(6) (略) 2 (略)	(管理) 第3条 体育施設のうち次に掲げる施設は、市長が管理する。 (1)～(3) (略) (4) <u>小鳥体育館</u> (5) <u>小鳥グラウンド</u> (6)～(8) (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条第1項の規定により新たに市長による管理が行われることとなる体育施設について施行日前に改正前の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。